

○立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会設置要綱

令和5年6月26日教育委員会要綱第28号

改正

令和8年3月3日教育委員会要綱第6号

立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号。以下「条例」という。）別表に定める市立中学校（以下「中学校」という。）における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域連携及び地域展開について検討するため、立川市立中学校部活動の地域連携及び地域展開に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 部活動の地域連携及び地域展開に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人程度をもって組織し、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体等が推薦する者
- (3) 中学校に在籍する生徒の保護者
- (4) 条例別表に定める市立小学校及び中学校の校長
- (5) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱又は指名の日から、当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日教育委員会要綱第6号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。